

北九州市委託業務要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市の業務の委託について、事務処理の基準、手続その他必要な事を定めることにより、委託業務の適正な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 委託 市の業務（工事に係る設計委託、測量委託、調査委託等を除く。）の包括的な処理を他の機関、団体等第三者に依頼することをいう。
- (2) 委託業務 委託の方法により実施する市の業務をいう。
- (3) 委託料 市が受託者に支払う委託業務の処理の対価をいう。

(委託の要件)

第3条 委託に当たっては、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 委託業務の性質又は内容に照らし、他の機関、団体等第三者において当該業務の履行が可能であること。
- (2) 法令に適合していること。
- (3) 公共性及び行政責任が確保されること。
- (4) 市民サービスの向上又は確保が図られること。
- (5) 経済性又は能率性の向上が図られること。

(委託業務の類型と留意事項)

第4条 委託業務は、別表の左欄に掲げる類型の区分に応じ、別表の右欄に掲げる事項に留意して執行しなければならない。

(委託業務の内容及び仕様)

第5条 委託に当たっては、委託業務の内容及び範囲を明らかにするとともに、その仕様を定めなければならない。

(規程等の遵守)

第6条 委託又は委託業務の取扱いについて、別に規程、要綱等の定めがある場合は、これを遵守しなければならない。

(委託料の予定価格の設定)

第7条 委託に当たっては、あらかじめ委託料の予定価格を定めなければならない。

2 予定価格の設定に当たっては、経済的な数量、時間、経費等の把握に努め、北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号）第13条第1項の規定により客観的かつ適正に積算を行うものとする。

3 前項の場合において、経済的な数量、時間、経費等については、関係局が協議して作成に努めるものとする。

(委託先の選定)

第8条 委託に当たっては、北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第10条第2項に規定する予定価格に対応

する等級の者のうちから、知識、技術、信用、実績、経験等を客観的、総合的に判断して、適格性を有する者を指名し、又は選定しなければならない。

2 前項の指名又は選定に当たっては、地域経済の振興と地元企業の育成を図るため、北九州市地元企業優先発注実施要綱（令和6年2月5日付け技術監理局長北九技契制第1398号通知）の定めるところにより、地元企業への発注に努めるものとする。

（委託の契約方法）

第9条 委託の契約は、競争入札の方法により締結することを原則とする。

2 前項の規定によりがたい場合においては、公平性、客観性の高い方法により最も適性を有する者と契約を締結するものとする。

3 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号及び第5号から第7号までの規定を適用して随意契約により契約を締結する場合は、合理的な理由のある場合に限定し、安易に随意契約によって契約をしないようにするものとする。

4 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）に定める政府調達に関する協定の適用を受ける契約に該当するものについては、前3項の規定にかかわらず、同政令及び北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）に基づき、適正に事務処理を行うものとする。

5 地方自治法施行令第167条の2第1項に規定する随意契約により委託業務の契約をしようとするときは、適正な事務処理を図るため、別に定める確認表に基づき、各契約主管課において事前確認を必ず行うものとする。

（情報の収集）

第10条 委託に当たっては、委託業務に精通している局・部・課及び当該委託業務と類似の委託業務を実施している局・部・課から、委託、委託業務及び委託料に関する情報を収集し、その活用を図らなければならない。

2 前項の場合において、情報の提供の要請を受けた局・部・課は、できる限りこれに応じるものとする。

（委託契約書の記載事項等）

第11条 委託の契約書に記載し、又は契約内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に記録する事項は、次のとおりとする。ただし、委託業務の性質又は内容により記載し、又は記録する事項を変更し、又は省略することができる。

- (1) 委託業務の目的又は内容に関すること。
- (2) 委託契約期間又は履行期間に関すること。
- (3) 履行場所に関すること。
- (4) 委託料の額に関すること。
- (5) 委託料の支払方法に関すること。
- (6) 権利の帰属に関すること。
- (7) 権利義務の譲渡に関すること。

- (8) 契約違反の場合の損害賠償に関すること。
- (9) 第三者に対する損害賠償に関すること。
- (10) 委託業務内容の変更に關すること。
- (11) 種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任に関すること。
- (12) 再委託に関すること。
- (13) 秘密の保持に関すること。
- (14) 調査、監督及び指示に関すること。
- (15) 派遣要員の服務等に関すること。
- (16) 報告の義務に関すること。
- (17) 検査及び検収に関すること。
- (18) 契約の解除に関すること。
- (19) 契約保証金に関すること。
- (20) 保証人に関すること。
- (21) 損害保険の付保に関すること。
- (22) 契約の費用負担に関すること。
- (23) その他必要な事項に関すること。

(委託契約期間又は履行期限)

第12条 委託業務の委託契約期間又は履行期限については、一会計年度を限度として定めることを原則とする。

(委託の継続)

第13条 次の各号のいずれかに該当する場合は、第9条第1項の規定にかかわらず、同一業務を同一委託先に継続して委託することができる。

- (1) 委託業務の性質又は目的に照らし、代替可能な委託先が他に存在しないとき。
- (2) 公共団体又は公共的団体に委託するとき。
- (3) 委託先を変更することにより、経済性、能率性又は市民サービスを著しく低下させ、又は履行の遅延を生じさせるなど、委託業務の連続性を確保できないとき。

(委託業務の見直し)

第14条 委託業務を同一又は類似の内容で継続して実施する場合は、実施するごとに、当該委託業務に係る委託先、内容、効果及び範囲等について、必要な見直しを行わなければならない。

(委託業務の管理)

第15条 委託業務を実施する場合は、次に掲げる方法により、その履行又は進行を管理しなければならない。

- (1) 業務に着手するときは、あらかじめ委託先から業務の実施計画書を徴するとともに、必要な場合は、当該実施計画の内容について調整を図ること。
- (2) 業務の実施過程においては、業務の進行状況について委託先に報告を求め、又は実態調査を行い、必要な場合は、委託先に対する指導又は助言を行うこと。
- (3) 業務が完了したときは、速やかに委託先から業務の完了報告書等を徴するとともに、

履行の確認又は成果物の検査及び検収を行うこと。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、委託又は委託業務の取扱いについて必要な事項は、技術監理局長が関係局長と協議して定める。

付 則

この要綱は、昭和57年10月2日から施行する。

付 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成11年3月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年2月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表

区分	内 容	業 務 の 例	留 意 事 項
第 1 類型	民間業者等に処理を依頼することが経済性、能率性、市民サービスの向上等の面から望ましい業務	各種清掃、施設管理、計算・集計等、電算処理システムの開発等	(1) 責任の所在と範囲を明らかにするとともに、公共性が損われないようにすること。 (2) 業務の仕様を明確にし、確実に処理され、市民サービスが向上するよう努めること。 (3) 委託料の積算を綿密に行い、経済的、能率的に処理されるよう努めること。
第 2 類型	市の有する技術又は知識のみでは実施困難であり、外部の専門家等を活用することにより、高度な成果を期待し得る業務	機械設備の保守点検、各種調査・研究・計画案作成、検査・測定・分析、ビデオ等の映像制作等	(1) 業務に合致した技術又は知識を有する委託先を指名又は選定し、高度な成果の実現を図ること。 (2) 業務の目的を正確に委託先に伝え、当初の趣旨が成果に反映されるよう努めること。 (3) できる限り委託先との共同体制をとり、職員の技術又は知識の蓄積及び能力の向上を図ること。 (4) 秘密の保持が必要な場合は、厳守すること。
第 3 類型	短期間に多量に処理する必要がある、既存の業務処理体制では市民サービスの十分な確保が困難な業務	各種統計資料作成、特定の運搬・配送、イベントの企画運営、市場調査等	(1) 業務量を正確に把握すること。 (2) 業務の進行管理を徹底し、迅速かつ完全な遂行を図ること。
第 4 類型	変則的な勤務形態となるため、民間業者等に委託することが市民サービス又は能率性の確保の面から望ましい業務	庁舎・事業所の警備、機械運転、夜間・休日診療等	(1) 市民サービスが低下しないように努めること。 (2) 事故等の防止対策及び速やかな対応措置の徹底を図ること。
第 5 類型	市民生活に密着した業務等で、コミュニティ活動の促進の面から、市民団体等に委託することが望ましい業務	集会所管理福祉関係行事の開催、市政だよりの配布等	(1) 委託の範囲をより明確にすること。 (2) 公平な市民サービスの確保に努めること。